

(3) 見直しの検討手順

見直しの検討については、第3章の(1)で整理した見直しのための前提条件に基づき、事業が実施されていない路線等の「ア 必要性検証」、事業の実施が予定されている路線等の「イ 事業実行性検証」及び既に完成しているものの、著しい交通渋滞などの道路交通問題が生じている路線等の「ウ 改良方針検討」をそれぞれ行い、都市計画道路網(素案候補)を選定することとします。

次に、都市計画道路網(素案候補)に基づき「エ 交通量検証」を行い、交通処理上の問題がない場合には都市計画道路網(素案)を確定し、問題がある場合には都市計画道路網(素案候補)を再検討します。

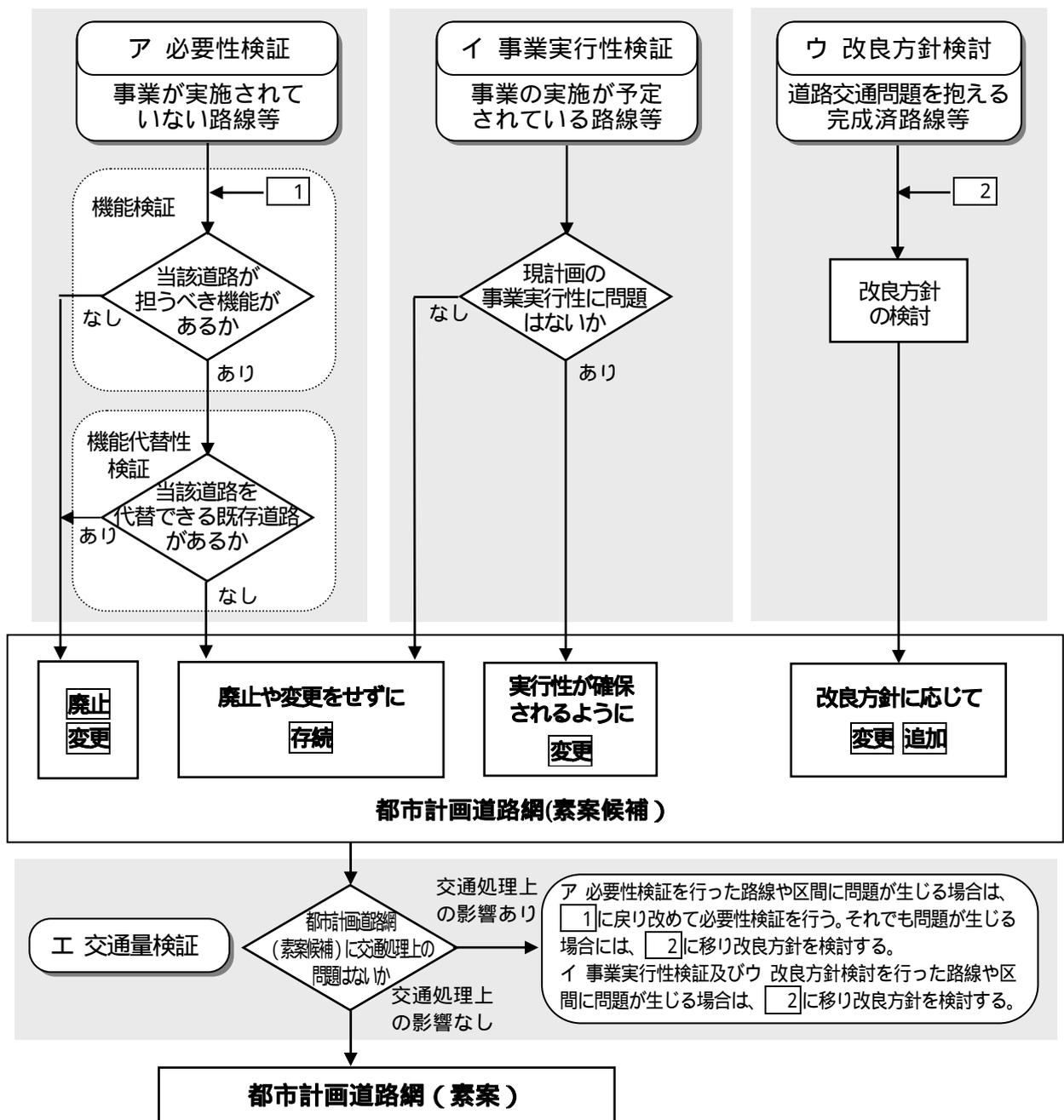


図3-16 見直し検討手順の概略フロー

ア 事業が実施されていない路線等の必要性検証

事業が実施されていない路線等の必要性検証は、次の手順により行います。

機能検証

見直しの基本方向（１～８）に基づき設定する評価項目により、事業が実施されていない路線等が、どのような機能を担う必要があるのかを検証します（評価項目については29ページを参照ください。）
都市計画決定後の状況変化などにより担うべき機能が消失したり、変化した路線や区間は廃止等の見直しを検討します。

機能代替性検証

事業が実施されていない路線等の既存道路による機能代替の可能性について検証します。機能代替の可能性のある既存道路が存在する場合には、事業が実施されていない路線等を整備する場合と既存道路を活用して代替道路を整備する場合との事業の実行性を比較検証します（既存道路による機能代替性については30ページを参照ください。）
既存道路を活用して代替道路を整備する方が事業の実行性が高い場合には、機能代替された路線や区間は廃止等の見直しを検討します。

都市計画道路網（素案候補）の選別

以上の過程を経て、事業が実施されていない路線等について、「存続候補」、「変更候補」、「廃止候補」に選別します。

イ 事業の実施が予定されている路線等の事業実行性検証

事業の実施が予定されている路線等の事業実行性検証は、次の手順により行います。

事業実行性検証

地形条件や沿道状況等を踏まえ、事業の実施が予定されている路線等の事業の実行性を検証します。
事業の実行性に問題がある場合には、既存道路の活用なども含めて実行性のある都市計画道路となるよう線形や構造の変更等の見直しを検討します。

都市計画道路網（素案候補）の選別

以上の過程を経て、事業の実施が予定されている路線等について、「存続候補」、「変更候補」に選別します。

ウ 道路交通問題を抱える完成済の路線等の改良方針検討

道路交通問題を抱える完成済の路線等の改良方針検討は、次の手順により行います。なお、「ア 必要性検証」によって必要性が確認された路線や区間についても、計画どおり整備したときに、将来的に道路交通問題の発生が考えられる場合には、改良方針を検討します。

改良方針の検討

改良方針について、道路空間の再配分や交通規制による道路運用、道路拡幅、道路新設などのうちから事業の実行性も考慮して改良方針を検討します（改良方針については31ページを参照ください。）

都市計画道路網（素案候補）の選別

以上の過程を経て、都市計画変更を伴う改良が必要となる完成済路線等については、「変更候補」とし、新たな都市計画道路が必要となる場合には、「追加候補」とします。

エ 交通量検証

ア～ウにより選別された「存続候補」、「変更候補」、「廃止候補」、「追加候補」を基つき、再編した都市計画道路網（素案候補）について、将来交通量の推計を行い、都市計画道路網の見直しによる交通処理面での問題、影響等を検証します。

都市計画道路網の見直しによって、いずれの路線や区間にも交通処理上の問題が生じない場合には、都市計画道路網（素案）を確定します。

一方、「ア 必要性検証」を行った路線や区間に問題が生じる場合には、改めて必要性検証を行います。それでも問題が生じる場合には、道路の改良方針を検討することとします。

また、「イ 事業実行性検証」を行った路線や区間に問題が生じる場合には、道路の改良方針を検討することとします。

「ウ 改良方針検討」を行った路線や区間に問題が生じる場合には、改めて道路の改良方針を検討することとします。

なお、交通量検証に当たっては、曜日や時間帯によって、交通状況が異なる道路もあることから、道路の交通特性に十分留意する必要があります。

機能検証のための評価項目について

事業が実施されていない路線等の必要性検証については、見直しの基本方向（１～８）に基づき、評価項目を設定して検証を行います。いずれの評価項目にも該当しない路線や区間は「廃止候補」となります。また、存続路線や区間については、「９．事業の視点」を踏まえて、事業実行性などの検証を行います。

表 3 - 1 機能検証における評価項目

見直しの基本方向	見直しの考え方（視点）
1 都市の骨格形成のための都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏ネットワークないしは市域を越えてネットワークする幹線機能を有する都市計画道路 ・市内・市外拠点、広域交通結節点（IC、空港、港湾等）へ連携する都市計画道路
2 拠点形成や地域のまちづくりのための都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業や土地区画整理事業などの面的整備事業等の土地利用計画と一体的に計画されている都市計画道路 ・まちづくりの誘導・形成を支援する都市計画道路 ・高速道路、鉄道等の他事業と一体的に計画されている都市計画道路
3 混雑緩和のための（円滑な道路交通のための）都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑の解消に役立つ都市計画道路や並行する道路の混雑解消に役立つ都市計画道路 ・ネットワークの欠落区間の整備により連続性が期待され、移動距離の大幅な短縮に寄与する都市計画道路
4 歩行者等の安全性・快適性向上のための都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・交通バリアフリー法の重点整備地区内の特定経路などに指定されている都市計画道路 ・自転車・歩行者交通を大量に発生される学校、商店街、病院、鉄道駅、住宅団地等が沿道にあるなど、自転車・歩行者交通の安全性、快適性の向上に寄与する都市計画道路 ・住宅地の中にある生活道路から通過交通を排除する等の効果が認められる都市計画道路
5 公共交通の利便性向上のための都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・既存道路が幹線的なバス路線や区間となっており、当該路線の整備によりバスの走行性や定時性の向上に寄与する都市計画道路 ・当該路線の整備によりバス等の走行環境の整備・改善に寄与する都市計画道路 ・鉄道、バス等への乗り継ぎの利便性を高める駅前広場（都市計画決定されている駅前広場）と一体的に計画されている都市計画道路
6 都市の防災性向上のための都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・関連計画等で既存道路が緊急輸送路や避難路として位置付けられている都市計画道路 ・当該路線の整備により、災害時の緊急輸送路や避難場所への避難路、あるいは延焼遮断路の確保など、防災性の向上に寄与する都市計画道路 ・消防活動が困難な区域（消防活動指定地域）の解消に寄与する都市計画道路
7 景観形成のための都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・関連計画等に緑のネットワーク形成や都市景観形成を図るうえで必要な道路として位置付けられている都市計画道路
8 環境対策のための都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞の改善や走行性の向上、道路ネットワークにおける自動車交通の整流化に寄与する都市計画道路
9 効率的、効果的な都市計画道路の整備（事業の視点）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存道路の有効活用や交差点改良、あるいは事業困難な路線等の計画見直しなどに取組み、効率的、効果的に都市計画道路の整備を進めることが必要

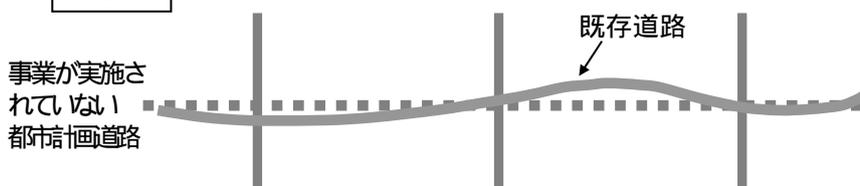
既存道路による機能代替性について

既存道路による機能代替性については、次のとおりです。

機能代替性のある既存道路の必要条件

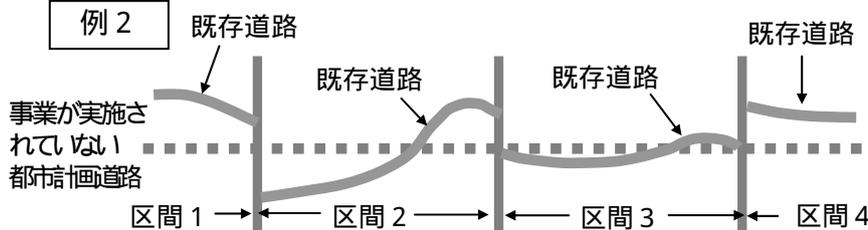
- ・ 対象となる都市計画道路と同程度の道路規格（幅員、交通容量等）を備えていること。
- ・ 対象となる都市計画道路の周辺（例：対象となる都市計画道路が幹線道路の場合は概ね 500m 以内、補助幹線道路の場合は概ね 250m 以内など）に位置しており、起終点やルートなどが近似していること。
- ・ 機能代替する既存道路に交通渋滞などの道路交通問題が生じていないこと（ただし、既存道路の改良により道路交通問題の解消が見込まれる場合などは除く。）

例 1



既存道路は、事業が実施されていない都市計画道路と道路規格も同等であり、路線としての連続性やルートも近似している
機能代替性あり

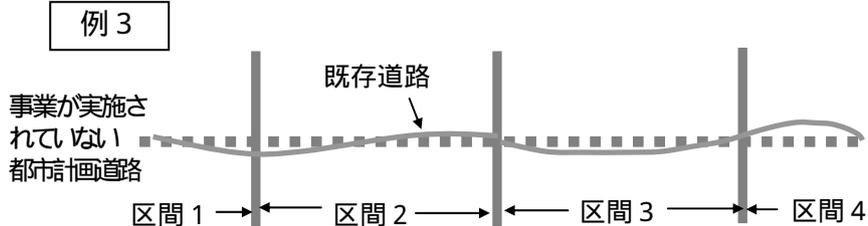
例 2



既存道路は、事業が実施されていない都市計画道路と道路規格は同等であるが、路線としての連続性がなく、ルートも近似していない

既存道路は事業が実施されていない都市計画道路の機能代替性なし
ただし、既存道路は事業が実施されていない区間 3 の機能代替性あり

例 3



既存道路は、事業が実施されていない都市計画道路と同等の連続性があり、ルートも近似しているが、幅員がやや狭く同等の道路規格を有してはいない

既存道路は、事業が実施されていない都市計画道路の機能代替性なし
ただし、既存道路は、拡幅整備等により、事業が実施されていない都市計画道路の機能代替の可能性あり

図 3 - 1 7 機能代替性

改良方針について

既に完成している都市計画道路であっても渋滞などの道路交通問題が発生しており、早期改善に向けた重点的な取組が必要な都市計画道路や交通量検証を行った結果、将来的に道路交通問題の発生が予想される都市計画道路については、次の ～ の観点から、交差点改良などの道路の改良方針を検討します。

道路空間再配分や交通規制の見直し等による改良

現在の計画幅員はそのままに、道路空間の再配分（幅員構成の再整備）、交通規制の見直し、沿道と一体となった道路空間の形成等による問題箇所の改良の可能性について検討します。

道路の拡幅による改良

による対応では、道路交通問題が改善されない場合、部分的な道路の拡幅などによる問題箇所の改良の可能性について検討します。また、必要に応じて による改良策などもあわせて検討します。

道路の新設等による対応

、 による対応では、道路交通問題が改善されない場合に、道路の新設や周辺都市計画道路の整備等による問題箇所の改善の可能性について検討します。また、必要に応じて 、 による改良策などもあわせて検討します。